

発議案第29号

放射能汚染水の危機打開を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月11日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊟
賛成者	八千代市議会議員	原弘志	㊟
	同	堀口明子	㊟

提案理由

国に対し、「放射能汚染水を海に流出させないために、あらゆる手だてをとる」という基本原則を確立させること等により、放射能汚染水の危機打開を求める。

これが、本案を提出する理由である。

放射能汚染水の危機打開を求める意見書

福島第一原発事故により高濃度の放射能で汚染された水が地下水や海洋に流出し続け、放射能汚染の拡大を制御できないという極めて深刻な非常事態に陥っている。

ところが安倍首相は、「汚染水の影響は完全にブロックされている」「状況はコントロールされている」などと全く事実に反する発言を繰り返しており、汚染水対策への真剣さが疑われる対応を続けている。

放射能汚染水対策には、原発への態度や将来のエネルギー政策への違いを越えて、問題の抜本的解決を最優先に据え、政府やすべての政党、科学者、技術者、産業界の知恵と総力を結集することが、緊急かつ最重要の課題である。また、政府は「国が前面に出て、必要な対策を実施していく」としており、政府が全責任を持って危機を打開すると言うならば、少なくとも次の4点の問題点をただし、転換することが必要である。

記

1. 「放射能で絶対に海を汚さない」ことを明確にし、「放射能汚染水を海に流出させないために、あらゆる手だてをとる」という、国としての基本原則を確立すること。
2. 東京電力任せにせず、国内外の専門的知見を総結集して放射能汚染水の現状を徹底的に調査し、国民に公表すること。その上で、2011年12月の「収束宣言」を正式に撤回するとともに、非常事態という認識の共有を図ること。
3. 汚染水問題解決にとって大きな障害である原発再稼働と原発輸出のための活動を直ちに停止し、放射能汚染水問題解決のために、持てる人的・物的資源を集中すること。汚染水対策の現場で奮闘する技術者、労働者の安全と健康を管理し労働条件を改善すること。
4. 安易な仮設タンクの設置や地下水遮へい壁建設の先送りなど、「コスト優先・安全なおざり」で事態をここまで深刻化させた東京電力を「破綻処理」し、これらの姿勢を抜本的に正すこと。国が直接に事故収束と被害への賠償・除染に全責任を負う体制を構築し、費用は東電と利害関係者一株主、銀

行、電力業界、原発利益共同体に応分の負担を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

環境大臣様